二　前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

第三条の二の二第二項中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第五十七項」に改め、同項第三号中「第五十三条第五十四項」を「第五十三条第五十六項」に改める。

第三条の三の見出し及び同条第一項中「第五十三条第五十九項」を「第五十三条第六十一項」に改める。

第三条の三の二第一項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改め、同条第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第五十三条第六十三項ただし書」を「第五十三条第六十五項ただし書」に改め、「、磁気テープ」を削り、同条第五項中「第五十三条第六十七項後段」を「第五十三条第六十九項後段」に、「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改め、同条第六項中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第六十九項」に改め、同条第七項中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第七十項」に、「同条第六十七項」を「同条第六十九項」に改め、同条第八項中「第五十三条第七十四項に」を「第五十三条第七十六項に」に改め、同項第三号中「第五十三条第六十七項」を「第五十三条第六十九項」に改め、同項第四号中「第五十三条第七十四項」を「第五十三条第七十六項」に改める。

第三条の十四第一項中「第二条第一項第十二号」を「第二条第一項第十号に規定する送電事業（次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。）、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業（次項において「配電事業」という。）、同条第一項第十二号」に、「及び次項」を「、同条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。）並びに次項及び第六条の二第一項」に改め、同条第二項中「及び特定送配電事業」を「、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業」に改める。

第四条の七第三号中「掲げる法人」の下に「及び同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第五条第三項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第五条の二第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第四項中「、磁気テープ」を削る。

第六条の二第一項中「同項第十号に規定する」を削る。

第九条の二十二第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「第二十四条の三十九第七項第二号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に改める。

第十条第七項中「、磁気テープ」を削り、同条第十項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第十条の二第三項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第十条の二の六第二項第四号中「第五項第一号及び第六項第二号」を「以下この条」に改め、同条第五項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第六項中「第三百二十一条の八第四十一項の規定により」を「第三百二十一条の八第四十二項の規定により」に、「された同項に規定する」を「された」に改め、同項第一号中「第三百二十一条の八第四十一項の規定による」を「第三百二十一条の八第四十二項の規定による」に改め、「（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税額控除不足額相当額（法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。次号及び次項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

二　税額控除不足額相当額に係る過去適用事業年度（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の過去当初申告税額控除額（同項に規定する過去当初申告税額控除額をいう。第八項第二号において同じ。）及び税額控除額（法第三百二十一条の八第三十九項に規定する税額控除額をいう。次号及び第八項において同じ。）の控除に関する事項を記載した書類

三　対象前各事業年度（法第三百二十一条の八第四十二項に規定する対象前各事業年度をいう。以下この号及び第八項第三号において同じ。）において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同条第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

第十条の二の六に次の二項を加える。

8　政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税額控除超過額相当額（法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。次号において同じ。）の加算に関する事項を記載した書類

二　税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額及び税額控除額の控除に関する事項を記載した書類

三　対象前各事業年度において前号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき法第三百二十一条の八第四十二項又は第四十三項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度における同条第四十二項の規定による控除及び同条第四十三項の規定による加算に関する事項を記載した書類

9　政令第四十八条の十三の二第五項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の外国の法人税等の額

二　前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

第十条の二の七第二項中「第三百二十一条の八第五十五項」を「第三百二十一条の八第五十七項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第五十四項」を「第三百二十一条の八第五十六項」に改める。

第十条の二の八第一項中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「同条第六十項」を「同条第六十二項」に改め、同条第二項中「第二十四条の三十九第七項第一号」を「第二十四条の三十九第五項第一号」に、「同条第七項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第六十項ただし書」を「第三百二十一条の八第六十二項ただし書」に改め、「、磁気テープ」を削り、同条第五項中「第三百二十一条の八第六十四項後段」を「第三百二十一条の八第六十六項後段」に、「同条第六十項」を「同条第六十二項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第六十四項」を「第三百二十一条の八第六十六項」に改め、同条第七項中「第三百二十一条の八第六十五項」を「第三百二十一条の八第六十七項」に、「同条第六十四項」を「同条第六十六項」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第七十一項に」を「第三百二十一条の八第七十三項に」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。